

広島県告示第七百七十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和四年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備考
医療法人仁康会本郷中央病院	三原市下北方一丁目七番三〇号	令和七年一〇月一二日	更新
三原市医師会病院	三原市宮浦一丁目一五番一号	令和七年一〇月一二日	更新
医療法人叙叙会福山第一病院	福山市南蔵王町五丁目一四番五号	令和七年一〇月一二日	更新
医療法人社団楓会林病院	広島市中区三川町三番八号	令和七年一〇月一二日	更新
マツダ株式会社マツダ病院	安芸郡府中町青崎南二番一五号	令和七年一〇月一二日	更新
広島市医師会運営・安芸市民病院	広島市安芸区畑賀二丁目一四番一号	令和七年一〇月一二日	更新
翠清会梶川病院	広島市中区東千田町一丁目一番二二三号	令和七年一〇月一二日	更新
井野口病院	東広島市西条土与丸六丁目一番九一号	令和七年一〇月一二日	更新